

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（案）に係る御意見募集について

令和元年 10 月 29 日
厚生労働省
雇用環境・均等局雇用機会均等課

厚生労働省では、今般成立した女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）の施行に伴い、関係省令について必要な規定の整備等を行うことを予定しております。

つきましては、本件に関して下記のとおり御意見を募集しますので、御意見がある場合には、下記の要領で御提出ください。

記

1 意見公募期間

令和元年 10 月 29 日（火）から令和元年 11 月 27 日（水）まで（必着）

2 資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載します。

3 御意見の提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。その際、件名に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（案）に関する意見」と明記して御提出ください。電話による御意見は受け付けておりません。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

（2）郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課 宛て

（3）FAXの場合

F A X 番号 : 03-3502-6762

厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課 宛て

4 御意見の提出上の注意

御意見は日本語に限ります。個人の場合は氏名、住所及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、法人の場合は法人名、主たる事務所の所在地及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、それぞれ記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。また、提出していただいた御意見については、氏名（法人名）、住所（所在地）及び連絡先を除き公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねます。